

■本書の内容について

本書の目的は、安倍総理の行った憲法 9 条の解釈改憲の不正（からくり）を証明するものです。集団的自衛権行使の解釈改憲には三つのからくりがあります。

第一章はその根幹のからくりである「昭和 47 年政府見解の読み替え」という問題です。これをご理解頂くために憲法 9 条や法律学の知識などはまったく必要ありません。どなたでも、あつという間にご理解いただけます。

なぜ、集団的自衛権行使が憲法違反なのか。分かりやすく、徹底的にご説明します。安保法制を「憲法違反」とおっしゃった憲法学者の先生方と安倍総理のどちらが正しいのか、スッキリ完璧にご理解をいただけます。

そして、その内容は、憲法の所有者である国民の皆さまが驚き、呆れ、そして恐ろしさと怒りをお感じになるものです。この論点だけで、安保法制を阻止することができます。どうか、皆さまの憲法を守るために立ち上がっていただきたいと思えます。

また、同時に、そもそも、私たちの平和憲法とは何なのか、憲法 9 条や憲法の平和主義について、第二章で分かりやすくご説明します。最初に登場するのは小学校の義務教育の教科書に載っている憲法の前文にある平和主義のお話です。

主権者である国民の皆さまに、憲法 9 条の母親ともいべき前文の平和主義を知っていただきたい、その上で、安倍総理の安保法制について考えていただきたい、また、本来あるべき日本の外交や安全保障の理念、姿を考えていただきたい、これこそが私が本書を書いた最も根源的な思いです。しかし、その「前文の平和主義の切り捨て」こそが、第二のからくりなのです。

また、この章の最後には、「昭和 47 年政府見解の読み替え」と「平和主義の切り捨て」の総合問題である、安倍総理の「最高裁砂川判決が集団的自衛権行使を認めていた」という暴論を完膚無きまでに論破します。

さらに、安保法制の基本理念である「積極的平和主義」とはどのようなものであり、それが憲法前文の平和主義といかに異なるものであるかについて、分かりやすくご説明します。

第三章は、三つ目のからくり「立法事実のでっ上げ（不存在）」です。立法事実という言葉はご存じなくても、安倍総理が主張するようなホルムズ海峡の事例や日本人の親子が米軍艦船に乗って避難する事例は、本当に集団的自衛権行使の必要性を示す事例なのかを明らかにするものだとお考えいただければ大丈夫です。安保法制を必要とする事実がなければ、安保法制はいらぬこととなります。

また、安保法制がなければ、安倍総理の言うように日米同盟は壊れてしまうのか。さらに、いざという時は、米国は日本を見捨てることになるのか。つまり安保法制は、抑止力を高め、日本の安全と国民の生命を守るための法律なのか、こうしたことが果たして本当かどうかについても明らかにします。

この章では、特に、日米同盟の本当の姿である、米国にとって日米同盟が死活的に重要な同盟関係であることなどをしっかりとご説明します。また、米軍のイージス艦を自衛隊が集団的自衛権を行使して防護しなければならないという安倍総理の主張を、徹底的な政策分析をもとに完全に論破します。

つまり、安倍総理の主張によって、国民の皆さまがぼんやりと思っていられる不安や心配について、目からウロコが落ちるように解決します。

第四章は、三つのからくりについてのまとめと、他の違憲論点についてのご説明です。

第五章は、集団的自衛権を行使するための要件である「新三要件」がいかに歯止めの無い恐ろしいものであるかのご説明です。第四章までの違憲論点で安保法制を阻止することはできるのですが、解釈改憲のより深いご理解のために詳細な分析を記載しています。そして、安倍総理が「ホルムズ海峡事例以外は一般的に認められない」と否定している海外派兵について、地球の裏側での空爆や地上戦など本格的な戦争をする海外派兵も可能になっていることなどをご説明します。

また、安倍総理は、日本自身を守るための集団的自衛権行使という「限定的な集団的自衛権行使」は合憲のだと主張しているのですが、この「限定的な集団的自衛権行使」が国際法違反の先制攻撃であることを立証します。

第六章では、解釈改憲と安保法制が、いかに日本の民主主義に違反して強

行されたものであるかをご説明します。本来は議院内閣制の下、国会の監督に服する必要がある安倍内閣が、国会の定めた本会議決議や委員会決議などを全て完全に無視して、解釈改憲等を強行した暴挙をご説明します。

第七章は、これまでのまとめとして、「専守防衛」という平和憲法の下での国是とされてきた極めて重要な政策理念が、解釈改憲と安保法制によって、国民の皆さまの知らない間にまったく違う姿に改変されていることについてご説明します。

最終章は、なぜ、何のために、安倍総理は、こうしたあらゆる暴挙を重ねながら安保法制を実現しようとしているのか、**安保法制と安倍総理の本質**について、憲法の最も重要な条文である**憲法 13 条と安倍総理の関係**からご説明します。これはきっと、読者の皆さまが戦慄を覚えられることになるお話です。

以上のように、本書をお読み頂ければ、**集団的自衛権行使の問題**についての**主要な論点はほぼすべて本質的なご理解**がいただけるものと存じます。

本書は、私の昨年 7 月 1 日の解釈改憲（7.1 閣議決定）以前からの 20 回余りにわたる国会質疑での追及の成果や、**安保法制の衆議院特別委員会における全議事録の検証**、さらには、私自身も委員である 7 月 30 日までの参議院特別委員会での議論に基づくものです。また、本書の内容については、衆参の議会法制局、憲法学者など、第一級の法律の専門家の方々との議論を踏まえたものです。

従って、読者の皆さまは、お読みいただいたその時から、最も重要かつ最前線の安保法制の議論の本質的なポイントをご理解いただくことができ、そして、安倍総理の解釈改憲に対する「**主権者の皆さまの憲法論**」として安保法制との闘いにおいて、確信と信念を持って大いに**ご主張**いただけるものです。

■本書の読み方

目次をご覧いただいでご関心のあるところからお読みいただいで結構ですが、本書の最重要部分である第一章と第二章はぜひ最初にお読み頂きたいと思います。その後に、第七章をお読みいただいても印象が深まるものと思います。

なお、第一章の「昭和 47 年政府見解の読み替え」についての一般の方々より深いご理解と、マスコミや法律家を始めとするの方々による社会における積極的な御発言に資するために、巻末に補足説明を添付してあります。昭和 47 年政府見解の作成者である吉國元内閣法制局長官の議事録解説など、ぜひ、お目通しをいただきたいと思います。

また、第三章の 5 「日米同盟の本質的な理解」から始まる部分は、日米関係とはどのようなものかについての基本的な視点をご提供するものであり、また、これは米軍イージス艦防護事例などの前提知識となる箇所でもありますので、安倍総理が主張する「日米安保をより強固なものとし、抑止力を高め、我が国が武力攻撃を受けることを防止するための法制なのだ」という主張の当否を突き止めたい方は、ぜひお目を通していただきたいと思います。第三章の個別事例の分析のうち、米軍イージス艦防護事例はやや詳細な記載となっておりますが、かつて霞ヶ関で官僚として働いていた経験から、「本当に憲法解釈の変更を行うのであればこれぐらいの政策議論は最低限必要」というものをご説明させていただきました。

また、第六章は、国民の皆さまの民主主義が壊されているお話ですので、ぜひ、お目を通していただきたいと思います。解釈改憲・安保法制は、実は、その憲法論点について政府の中で紙切れ一枚の審査すら行われていないなど、まさに、磯崎総理補佐官の暴言の「法的安定性」や「論理的整合性」を最初から切り捨てたクーデター改憲ともいうべき手口によって、国民の皆さまと国会を無視し強行されたものであることをご説明します。

第五章は、一部にはやや専門的な箇所もありますが、実は、毎日の新聞報道などで取り上げられている集団的自衛権行使の中身についてのご説明です。これに目を通していただくと、国会論議やニュース解説で話されている内容がよく解るようになり、本質的な問題がスッキリご理解いただけるものと存じます。

■皆さまへ

本書は、お読みいただいて、「安倍総理の解釈改憲と安保法制が完全に論破されている」、「こんなめちゃくちゃな話がいつまでも続くわけがない」、「安心した、これならきっと廃案になるだろう」と思っていたくためのものではありません。

本書の中でご説明していますが、衆議院の特別委員会では集団的自衛権行使の最重要の違憲論点（第二章 前文の平和主義）すら全く議論することができず強行採決されているのです。参議院でも同様のことになる危険性は極めて大きいのです。特別委員会の委員である私も本書の内容の十分の一も自分では質疑できないと思います。

本書は、解釈改憲のからくりによって国民の皆さまの憲法が奪われてしまっている（特に、第一章です）、このままでは、日本がまったく別の社会になってしまう、という危機感をお感じいただいて、ぜひ、主権者である国民の皆さま自身に声を上げていただくことを願ってのものです。現在の国会の状況を踏まえると、一人でも多くの国民の皆さま方に実際に行動していただくことのみが安保法制の阻止につながり、それ以外にこれを止める方法はありません。

一国会議員として全力で安保法制に立ち向かうことをお誓いしつつ、本書が一人でも多くの国民の皆さまの行動のきっかけになることを心から願い、また、私たちと子どもたちの未来のために、心よりの御願いを申し上げます。

[万が一、安保法制が強行採決された場合]

「違憲の憲法解釈」とそれに基づく「違憲の法律」は、憲法9条の条文の日本語が変わらない限り、「未来永劫に違憲」です。これは、何十回、衆議院選挙や参議院選挙を重ねても変わりません。国民の皆さまが憲法改正によって憲法9条の日本語を変えない限り、違憲は「違憲のまま」です。

ですので、本書は、主権者である国民の皆さまが自らの手に「憲法を取り戻す」まで、その闘いのための大切な道具として、ずっと、お使い頂けるものです。（もちろん、これは日本が法治国家でなくなってしまうことを意味しますから、何が何でも安保法制を廃案に追い込まなければなりません）

[安保法制について]

安保法制は、10本の改正法と1本の新法の計11本の法律からなるもので、PKO活動における大きな危険が伴うとされる治安維持業務の追加など（これまでのPKO活動における自衛隊員の死者数はゼロですが、国連PKOの歴史においては、3,000人以上の死者数が出ています）から、平時における同盟国等の武器（航空機や艦船を含む）の防護、同盟国等が戦闘行為を行う際の後方支援（弾薬の提供など）、自衛隊自らが武力行使を行う集団的自衛権行使まで、あらゆる自衛隊の軍事力の行使を「切れ目なく」解禁するものです。憲法違反の論点についても、自衛隊が同盟国等の軍隊と一体化して軍事力を行使する「武力行使の一体化」など複数のものがあります。

本書では、これらのうち最も強大な軍事力の行使であり、最も悪質かつ重大な憲法違反というべきものであるとともに、政治的にも最も重要な問題となっている「集団的自衛権行使」について中心に論じつつ、前文の平和主義の切り捨て（第二章）など、安保法制の全体を横断する重要論点について網羅するようにしています。